

令和5年度第3回船橋市青少年問題協議会

議事録

令和6年2月6日（火）

午前10時30分～11時30分

船橋市役所6階 602会議室

1 開会

2 議題

青少年を取り巻く現状と課題について

- ・ 船橋警察署
- ・ 市川児童相談所船橋支所

3 報告事項

- ・ ひきこもり相談窓口の周知について 【地域福祉課】
- ・ 船橋市児童相談所の設置について（進捗報告） 【児童相談所開設準備課】
- ・ 令和6年船橋市成人式の実施報告について 【社会教育課】

4 事務連絡

- ・ 令和5年度青少年関係事業実績報告書・令和6年度青少年関係事業実施計画書等の作成依頼について 【青少年課】

午前10時30分開会

○事務局

皆様、おはようございます。本日はお足元の悪い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を担当させていただきます青少年課の木村です。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、令和5年度第3回船橋市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。本日配付いたしました資料は、「次第」、「席次表」、「ひきこもり相談窓口の周知について」のチラシ、ホチキス留めで2枚ございます「船橋市児童相談所の設置について」、「『令和6年船橋市成人式』の実施報告について」の6点となります。恐れ入りますが、不足資料がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、次第の「3. 報告事項」につきましては、先日お送りいたしました通知の記載順から一部変更しておりますので、ご了承ください。

続きまして、本日の委員の出欠状況でございますが、小・中学校長会代表の地引委員、船橋東警察署の滝口委員より欠席の連絡を受けております。

また、船橋警察署長の石田委員は欠席されておりますが、オブザーバーといたしまして、船橋警察署の代理職員にご出席いただいております。

なお、船橋市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

会議の開催に先立ちまして、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開することとなっております。

このことから傍聴人の受付を行いましたところ、傍聴人はいらっしゃいませんでした。

また、本会議は議事録を作成し、市のホームページで公表することとなります。そのため、議事録署名人となる委員2名を選出し、署名をいただくことになります。

それでは、同条例第5条第1項の規定により、丹羽会長に会議の進行をお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ただいまより、令和5年度第3回船橋市青少年問題協議会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本当に足元が悪く寒い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

首都圏の雪の弱さというのを皆さんも報道の中でお感じになったのではないかと思います。また、新年の1月1日に大きな災害が起こってしまいましたが、被害に遭われた方のご冥福と、一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

そんな中で、天災にしてもそうですし、こういった雪のこともそうですし、人ごとと考

えずに自分ごとと考えて、我々がもしそうなったときにどうすればいいか、あるいはどんな助けができるのかということを常に考えなくてはいけないと感じましたけれども、そういったことを皆さんと考えながら生活してまいりたいと思います。

また、前回の会議が終わった後に、説明内容の一部訂正についてということで、ご丁寧にお送りいただきましてありがとうございました。その中で、不登校の電話相談ですか、昨年、前年度の同時期から36%増えて、455件の1,256件というご説明がありました。その中で、やはり不登校関係が42%と、こどもたちのそうした悩みごと、特に低年齢化しているということですので、そういったことを我々大人が感じ取って、青少年問題というよりは、健全育成のためにどんなことができるかということ、この会議で皆さんそれぞれの立場でご発言いただいて、またそれを皆さんそれぞれの場所に持ち帰っていただいて、少しでもこどもたちのためになるような会議にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

後ほど成人式の内容についてお話もありますけれども、私も会長という立場で出席させていただきました。市長の受け売りになりますけれども、先ほどの地震があつて、1月2日にサッカーの試合が石川県の星稜高校と市立船橋のサッカー部でありました。そういった災害の中ですから、応援団がなかなか集まらないというような事態の中で、後援会の皆様方が何とか力になれることをお考えになって、星稜高校の黄色と緑がテーマカラーという中で、緑のメガホンや350個、市立船橋のOBの皆さんが集めて向こうに提供されたというようなお話を市長からご紹介がありました。何かが起こってしまった、こどもたちに何かできないかということがあつたときに、そうしたアドバイスができるような大人になればなと、その話を聞きながら思っておりました。ちょっとそこだけご紹介させていただきます。また本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。民生児童委員協議会の岩瀬委員、社会福祉協議会の小出委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議題（１）「青少年を取り巻く現状と課題について」です。今回は船橋警察署及び市川児童相談所船橋支所から、青少年を取り巻く現状と課題などについて、ご報告をいただきたいと思います。ご質問は2団体に報告をいただいた後にお受けしたいと思います。

それでは、初めに、船橋警察署からお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○石田委員代理（船橋警察署 生活安全課職員）

船橋警察署生活安全課です。

まず初めに、日頃から警察活動へのご協力いただいていますことに御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

今日は、私のほうから「青少年を取り巻く現状と課題」ということですので、少年の非

行状況、補導状況について簡単に申し上げたいと思います。ここからは着座にて失礼いたします。

まず昨年、令和5年中の少年の非行状況についてお話ししたいと思います。

船橋警察署で検挙しました少年の人数は24人となり、前年と比較しますと4人増加という形になります。また、不良行為少年として補導した少年の人数につきましては452人となり、こちらは前年と比較すると30人マイナスという形になります。

前回の協議会以降現在までにおいて、重大事件に発展したような大きな事件はありませんということを前提としてお話しさせていただきますと、少年事件として多くある傾向については、大型のショッピングセンターにおいて、複数の少年による万引き事件というのが多い傾向にあるように感じます。ただ、そういった事件の中でも、犯人となる少年については、船橋市内に居住の少年というよりは、他市町から遊びに来たりなど、そのようなタイミングだと思うのですが、他市の少年による犯行が多いような状況になります。

一方、少年が犯罪に巻き込まれる事件で特異なものとして申し上げますと、少女がパパ活等で知り合った相手方と性行為等に及んでしまうことがあるのですが、そういったときに、対価を支払ってもらえなかったとして警察のほうに通報して、被害届を出すというような事件も発生しているのが特徴かなと思います。

全体的に千葉県全体の状況をお話ししますと、千葉県の少年の検挙人員につきましては773人となり、前年と比較しますと215人増加という形になります。罪種別に申し上げますと、万引きや自転車盗で検挙される少年が多く、年齢別で見ますと16歳、17歳の高校生が多く検挙されている状況となります。

なお、参考ですが、全国的に見ますと上位は警視庁、大阪、愛知が占めておりまして、千葉県は全国の中の9位という形になります。

次に、警察で取り扱いました児童虐待の状況について少しお話しします。こちらにつきましても、前回の協議会以降、警察で対応をしたものについて重大事案に発展するようなものは幸いありませんでした。船橋警察署のほうで、児童虐待として、また児童虐待の疑いがあるとして対応したものの被害児童の人数につきましては327人となり、県下では4番目に多い状況となっています。

最近、事案対応で多いと感じるようなものにつきましてちょっと紹介させていただきますと、発達に特性のあるお子さんを抱えている保護者の方が、児童の監護に限界を感じて、育児放棄気味になってしまっていたり、そのようなお子さんに対する児童の指導に対して、うまく指導ができなくて手が上がってしまったというような事案が散見するように感じています。

警察としましては、このような少年を取り巻く情勢を踏まえて、今後とも関係機関やボランティアの方々が連携して、街頭補導活動や非行防止教室、防犯講話を通じて少年たちの規範意識の醸成に努めるとともに、児童虐待等については迅速・的確な対応を図って、児童の安全確保を最優先とした対応を推進してまいりたいと思いますので、引き続きご協力

いただければと思います。今日はありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

それでは、続きまして、市川児童相談所船橋支所からよろしくお願いいたします。

○児玉委員

市川児童相談所船橋支所の支所長をしております児玉と申します。皆様には日頃から船橋市のお子さんたちの福祉のためにご尽力、ご協力いただき、ありがとうございます。私からは児童相談所で関わっているお子さんたちや、そのご家庭の状況、そこから見えてくる船橋市のこどもとか若者の現状と課題について、少し報告をさせていただければと思っています。では着座にて失礼いたします。

令和4年度の市川児童相談所全体の虐待の受付件数のうち、船橋市のお子さんについての虐待受付件数は、速報値ですけれども、1,043件となっております。前年度からは若干減っていますが、高止まりの状況には変わりありません。

虐待種別ごとの件数で見ますと、身体的虐待が269件で25%、約1/4です。それからネグレクト、教育放棄や養育拒否というのが222件で21.3%、心理的虐待が525件で50.3%、全体の約半数ですね。それから、性的虐待が27件で2.6%ということになっています。この割合についてはほぼ全国的な傾向と同じですけれども、ネグレクトと性的虐待の割合が全国平均よりは高い数値となっています。

性的虐待については、船橋市だけで見ても前年度から増加傾向にありまして、こちらは原因の分析はまだできておりませんが、社会的な認知が進んで、こどもを取り巻く大人のアンテナが高くなったということや、あるいは様々な報道を通じて、性被害について、こども自身が違和感を覚えて発信するということも増えてきているのかなという印象でございます。

そういった虐待の対応を受けて、一時保護が必要なお子さんは、児童相談所のほうで一時保護していくわけですが、市川児童相談所の一時保護所は定員が28名ですが、先月末の時点で51名のお子さんが保護されておりまして、定員の180%を超えているというような状況で、この定員超過の状況というのは、年間通して慢性化しているような状況です。その51名のお子さんのうち22名のお子さんが船橋市のお子さんで、市川児相が管轄するほかの3市と比べても倍近いお子さんが保護になっているということです。

それから、一時保護所以外に、乳児、赤ちゃん、障害児、あるいは病気のお子さん、病児などは、一時保護所で生活するのは難しいということで、外部に一時保護委託ということでお願いをしています。そういったお子さんが15名いまして、合計で66名のお子さんが一時保護の状況、船橋市のお子さんでいうと、32名のお子さんが一時保護されているということになります。

一時保護ということになりますと、現状では安全面の問題とか物理的な距離の問題があって、学齢のお子さんであっても登校ができませんので、一時保護所の中でももちろん教育

はしていますけれども、教育権の保障が十分にできていないということであったり、もともと暮らしていたおうちや地域、それから学校といったこども自身の居場所から引き離されることになりますので、こどもにとっては非常に不利益な状況になります。それをしてでも安全を守らなければいけないという場合の最終手段というふうに考えておりますので、まずはそうならないようにするということが一番大事なかなと思っています。

一時保護の期間については、基本は2か月ということになってはいますが、保護者との話し合いが難航したり、あるいは、おうちに帰るのが難しいということで、里親さんとか施設などの社会的養護での長期分離が必要だというふうになった場合でも、その受け皿が足りないということで、一時保護は長期化する傾向があります。現状でも一番長いお子さんで、もうすぐ1年を迎えようというようなお子さんもいまして、これについては、千葉県全体で早急に改善していかなければならないと考えているところです。

児童相談所といいますと、一時保護とか施設とか里親というようなイメージが強いかなと思いますけれども、実際には一時保護をして里親とか施設に行くこどもは、児童虐待相談全体のうちの約2%にすぎません。あとの98%は在宅支援ということになりますので、相談所だけではなくて、地域全体でそういった要保護の家庭を支えていくということが大事なかなと思っています。

学齢期以降のこどもたちの状況で見ますと、先ほど船橋警察署さんからもお話がありましたが、発達障害などの特性を抱えたお子さんと、メンタルの課題や発達障害、被虐待歴を持っている親御さんとの組み合わせで虐待状況に陥ることが多いと感じています。

親御さんにいろんな課題があると、家庭の中でこどもが特徴的な様相を見せたときに、それに合わせた対応ができなくて、お子さんが家庭、学校や地域で不適応行動を起こしてトラブルを起こしてしまうとか、あるいは学校で勉強が難しいとか、最近ではスマホゲーム依存みたいな不適応行動が出てしまって、それに対して親御さんが暴力で対応するというので、虐待状況になっていくケースが非常に多いかなと思っています。

幼児期から学齢前期、中学生ぐらいまではそういった問題が虐待ということで現れてきますけれども、学齢の後期、中高生になっていくと、力の逆転でそれが家庭内暴力とか家出という形で、家の外に居場所を見出して出ていってしまうといった非行の問題であったり、あるいはそれが外に向かわずにこどもの内に向かっていくと、精神疾患の問題になっていくかなと思います。

今年度、船橋署さん、船橋東署さんが関わった家庭で、警察としてこどもをこのまま家に置いておけないという判断で、児童相談所のほうに身柄付きの児童通告ということで、そのままこどもさんを見相に連れてくるという通告があるのですが、その身柄付き通告の件数は今年度36件ありました。内訳は幼児が4件、小学生が10件、中学生が13件、高校生以上が9件ということで、中学生以上の高年齢児の身柄付き通告の割合が非常に高いです。

相談の内容も、虐待はもちろんあるのですが、こどもの性格・行動相談とか、虞犯・非行問題ということで、こどもの問題行動に端を発して、こどもを家庭にこのまま置

いておくのは難しいということで、身柄通告になるというケースが非常に多いかなと思っています。

家出については、昨今話題になっているトー横キッズを含む問題があったりということで、お子さんが自らの安全を守れない危険というよりも、親御さんがもう見れません、どうにかしてくださいということで養育拒否をしたり、あるいはそういった状況でそのままお子さんを家に帰しても、また家を出てしまうとか、家庭内暴力が繰り返されてしまうということが心配だということで、身柄通告になっていることが多いかなというふうに感じております。

それから、もう一つ相談所で最近感じるのは、ヤングケアラーの課題です。こちらは、やはりまだ認知が進んでいないなというふうに感じています。ヤングケアラーという言葉そのものは浸透というか、巷で話されているので、そのことは知っているけれども、自分の家庭がそうだという認識を、親御さんも子どもも持っていないことが多いかなと思います。ヤングケアラーという言葉だけが一人歩きしていて、実態に追いついていないというふうに感じています。

親御さんからの話でよく聞かれるのが、昔はそんなの当たり前だったし、自分もそうやって育ったんだと。家族だからそれぐらい当たり前だろうというふうなことでお話をされて、なかなかヤングケアラーということが結びついていかない。そういった親御さんたちの言い分に、こちら側も担当者側もちゃんと答えられるようにしていかなければいけないなと思っています。ヤングケアラーだから駄目ということではなくて、ヤングケアラーであることで、子どもにどういう影響が出ることを心配しているのかということをお話ししていく必要があるかなと思います。

あとは、これはなかなか難しいところだと思うのですが、親御さんや子どもたちは当たり前のことだと思っているので、普通に自分の関係者や周りの人にお話をしているのだけれども、それがヤングケアラーだ、あるいは不適切だということを誰も教えてくれなかった、だからいいと思っていた、というようなことをおっしゃる方も結構いらっしゃいます。

なので、周りがそういう情報をキャッチしていても、なかなかそれがヤングケアラーだから改善したほうがいいのか、それはちょっと不適切だよということを伝えられないという状況もあるのかなと思いますので、おせっかいだというふうに思われても、まずそれが心配なんだよというふうに伝えることと、キャッチした後、心配だけど支援がなければ何もならないので、キャッチした後の支援も充実していかなければいけないなと思っています。

相談所は、そういったいろんな家庭の問題をキャッチしていくと、お子さんを変えたいというよりは、大人がどうやって子どもを守って健全に育てていけるのかとか、その環境をどうしたらつくれるかということを話し合っていくことになるのですけれども、そういった課題を抱えた家庭ほど、親族の支援が得られなかったり、社会的に孤立していて支援に

つながっていなかったりという状況があります。親を変えるというのはなかなか難しいところがありますので、親を変える、こどもを変えるというよりは、親あるいはこどもだけが対応しきれない部分を、地域でどうカバーしていくかということが大切だなということを痛感しています。

具体的には、やはり家庭以外のこどもさんの居場所をつくっていくことだとか、そういった居場所を保証していくことがすごく大事なということと、親御さんが相談できるチャンネルを増やしていくということが大事で、それを待っているというよりは、アウトリーチで届けていくことが今後の課題ではないかと思っていますところ。

以上になります。ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ただいま2団体からご報告をいただきました。委員の皆様からご質問、ご意見等を賜りたいと思いますが、どなたかございませんでしょうか。

○加瀬委員

青少年センターの加瀬です。お世話になります。

児相さんにお伺いしたいのですけれども、一時保護の定員が28名のところ51名。全部が虐待ではないのだろと思いますが、10年ほど前に、一宮に虐待を受けたこどもたちがいる施設があつて、そこに視察に行かせていただいたときに、虐待を受けて育ったこどもは、大人になって自分のこどもを持っても8割が虐待するというようなお話を伺いました。何でそういうことになるのかなと、今お話を伺っていて頷ける部分もないことはないのですけれども、その80%という割合、今でもその辺の数字は変わらないのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○児玉委員

ご質問ありがとうございます。虐待の世代間連鎖のお話かなと思います。私も現時点での正確な数字というのは把握しておりませんが、やはり世代間連鎖というのは起きやすいと言われています。

ただ、そういった言説が、ラベリングというか、虐待をされた子が必ず虐待者になるかというとなまたちょっと違うので、そういった傾向があるということはもちろん承知しながら関わっていかなければいけないのですけれども、最初から、そういった子たちが虐待者になると決めつけて関わるということではなくて、そうならないようにどういうふう育てたらいいかということを、社会全体で考えていくということが必要かなと思います。

やはり虐待を受けたお子さんというのはいろんな課題を抱えているので、若者、大人になってからの対人関係ですとか、社会生活を送る上でハンデを持っていることが多いですね。そこでいろんなつまずきとかトラブルに遭って、うまくいかなくてドロップアウトしてしまったり、あるいは誰も相談できないから子育てがうまくいかないということが起きてしまうので、そういった子たちが抱えている課題というのを社会が正確に把握して、そ

こをサポートするという体制が、連鎖を断ち切るということかなと思っています。

○加瀬委員

ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

○早川委員

自連協の早川です。お世話になります。私どもも地域で虐待の話とか、あるいは不登校問題とか、あるいは発達障害児への対応とか、いろいろ話を伺う機会があります。

まず虐待については、通報を受けてお伺いするというのもあるのですが、親御さんの多くが、うちの問題です、教育の問題なんです、だから触らないでくれ、放っておいてくれと、こういうような事象がないわけではありません。私どもは、ご家庭内にまで地域活動をやりながら深く立ち入ることがなかなかできなくて、いつもそういうジレンマに陥っているのが現状だろうと思います。

それから、発達障害児童を抱えたお子さんは私のところにも2件ほどあります。私たちは、エクスクルーシブな世界は絶対につくらないという前提で接しようということをやっているのですけれども、なかなか乗ってくれないという言い方は語弊がありますけれども、こちらを向いてくれない。私たちは、親切とおせっかいの狭間みたいなものがあって、おせっかいだと言われすぎないように、さはさりながら、社会全体でやっぱりこういう環境をつくっていかねばいけないというのを考えながらやろうとしています。民生児童委員の方も大変悩んでいるところがあるのだろーうと思いますけれども、なかなかそこから先に行かないケースのほうが多いですね。

児相の方にぜひご相談させていただきたいのは、そういったときに私たち地域って一体何ができるんだろーう。力不足とか無力感を感じているのですけれども、そういうのを何か教えていただければ対応も考えられるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○児玉委員

ありがとうございます。今のご質問は本当に難しい問題だなと思います。私もきちんとしたお答えができるか自信がありませんけれども、児童相談所が関わっていくのは究極のおせっかいというか、拒否されても入っていくということになるので、かなり入る時点で拒否感とか拒絶があるということは、児童相談所の場合は多いです。それでも、児童相談所は法に基づいた権限であるとか、お子さんの安全のためにということで関わっていくわけですが、一方で、地域の方というのはそういった権限も特になく、うちの問題ですと言われたらそれ以上関われないというのは、そういう状況だし、年々そういった傾向が強まっているので、おせっかいしにくい時代になってきたなと思っています。

私どもが関わった中で、地域とつながることを拒否している家庭も非常に多くて、私たちが関わると、まずそこのつなぎ直してあったり、新たに関係をつなぐところから始めて、さっき言ったように、親が何か変わるというよりは、足りない部分を誰かに助けてもらっ

てサポートしてもらおうということが目標になるので、そのために地域であるとか関係機関の方々と関係をつくってやっていこう、そうしたら児童相談所は関わらなくて済むから、というようなスタンスで持っていつています。

ですから、保護者からすると、児童相談所にいろいろ言われるのが嫌だから、じゃあ地域のいろんな人に相談していこうかというモチベーションが最初だとは思いうのですけれども、そこでつながったご縁であったり、相談関係、信頼関係というものをできるだけ息長く続けていつていただきたいというのが児童相談所の願いではあります。

ただ、さっきの虐待で出た親御さんの話とリンクしますけれども、そういった方はいろんな人に頼るのが苦手というか、裏切られたことが多いので、どこまで頼っていいのかということで、関係を切ってしまう方が非常に多い。そこは地域の皆さんには苦勞をかけているなとは思いますが、それでも、おせっかいと言われても、地域で支えていくよという姿勢を見せていくことが大事ななと思います。

最近、私どもで関わった親御さんの中で、地域と全然関われなくてずっとやってきたけれども、児童相談所が入ったことで地域といろいろつながって、全く地域にSOSを出せなかったけれども最近やっとある一つの地域の方と関係がつくれて、その人だったら相談できるかもしれないというふうにおっしゃった方もいます。なので、難しい中でもそういう親御さんにとっての成功体験が増えていつたらいいなと思いつているところです。

すみません。ちゃんとしたお答えになっていないですけれども。

○早川委員

ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思いつます。

例えば私の町会の事例ですけれども、これまで町会の行事の中では、高齢化が進んでいるものですから、高齢者の方には敬老行事だとかいろいろな形で手厚く対応してきているのですが、お子さんに対してほとんどやっていなかったものですから、実は昨年暮れ、大分お子さんも増えてきたので、発達障害児等のご家庭も含め全部のお子さんのいる家庭にうちの役員の方がクリスマスプレゼントを持いつたんです。ふだん小さいお子さんがいると地域とのいろんな会合なんかも接触が少ないんですけども、そういう機会を一回設けてみたら、それからよく話合いができるようになったという報告も受けております。

ですから、私たちは高齢者ばかりではなくて、町会の中のこどもたちにもこれから手を尽くしていけば、もう少し皆さん心を開いてくれる人も多くなるのかなという期待を込めてはいます。まあ、大きな効果がなくて、なかなか達成感にまでは至らないですけれども、そんな事例があることだけご紹介しておきます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。ほかにどなたかいらっしゃいませんか。

○小出委員

社会福祉協議会の小出と申します。よろしくお願ひします。

船橋警察署さんにお聞きしたいのですが、先ほどの万引き、しかも他市から来て

いるというお話があったのですけれども、これはどういう状況なのか。素人的には、例えばですけれども、SNSなどで「この店舗はやりやすい」という形で回っていたり、そんなふうに思ったりしますが、そこら辺がどういう形で多いのか。また、実際の現場でそれを防ぐためにどんなことをやっているのか、参考でお聞かせいただければと思います。

○石田委員代理（船橋警察署 生活安全課職員）

ご質問ありがとうございます。今おっしゃったように、SNSで「この店はやりやすいよ」などと固有の店舗名が出回っているというわけではありません。ありませんと言い切れるか、それを確認したわけではないのです。ただ、犯行をした少年からそういう話は出てくるものではなく、昔から大型の連休や休暇があって遊びに来るときに、そのときにちょっとお金がないからとか、そういったところで行為に及んでしまうというような状況があるかなというところですので、そこが狩場みたいになっているような状況ではありません。

各店舗ごとにはなるのですけれども、私服の警備員さん等を入れて警戒をさせていただいております。そういった方々が発見して警察に通報というような形になっている状況があります。商業施設全体での警備というよりは、各店舗さんによってしまうのですけれども、そういった形で対応していただいている、私たちは通報に基づいて犯行があった場合には行きます。全て事件で立件しているかというと、状況によって保護者の方の弁済ということもありますし、本人の反省の度合い、あるいは被害店舗の届出意思という部分も踏まえて、状況において、またお子さんのこれまでの経緯であったり、今後の実行防止というところも含めて、総合的に考えて事件化するかというのも判断してやらせていただいているところになります。

○小出委員

ありがとうございます。

○岩井委員

今日はありがとうございます。船橋警察署さん、児童相談所さん、共通して虐待の問題では、発達の特性があって、発達障害のこどもさんに対する保護者が行き詰まって手を上げてしまうということが原因になっていると共通して触れられていたと思いますけれども、どうやって防いだらいいか、予防するためにどういうことが必要だというふうに考えていらっしゃるか、その辺りを。

多分、幼稚園だとか保育園だとか小学校だとか、家庭の中だけでなくこどもたちはいろいろなところに関りもあったりするでしょうから、そういう中で、どうやって未然に防ぐことができるというふうに感じていらっしゃるのか、教えてください。

○石田委員代理（船橋警察署 生活安全課職員）

我々、児童虐待とかそのような環境下にあるお子さんたちの対応をするときですけれども、保護者の方にアドバイスというか指導させていただくのは、抑えようとしてとか、何とか聞いてもらいたくて手が上がってしまうことがあるんですと保護者の方からお話がありますと、それは虐待になってしまうので、お母さん、お父さんで対応が難しければ、そ

の時点で離れていただいて、すぐ 110 番してくださいというお願いをしています。そこで我々が入れば、お母さん、お父さんが手を上げることもなく、お子さんがけがをすることもない。第三者が入ることによって話を両者から聞いて、お子さんにはお子さんの言い分もあるでしょうし、お父さん、お母さんの思いもあるでしょうというところで、まずヒートアップしてしまっているところを抑えることもできるでしょうから、110 番というのはちょっとハードルが高いかもしれないですけども、我々警察でできるのはそこになるので、それをご説明して、困ったら通報してくださいという形でご案内をしています。実際にこどもが暴れて手に負えないというような通報があつて臨場させていただくこともありますので、そんな形で対応しています。

そのほかは、その後の話になるのですけれども、必要な機関に情報提供が必要であれば、こういった出来事がありましたということで情報の提供をさせていただくというような対応をしています。

○児玉委員

先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、相談所として考えているのは、やはりこどもの家庭以外の居場所をどうつくるのかということと、親御さんの相談先をどうつくるか、その 2 つかなと思っています。

こどもの居場所ということでいうと、発達障害でいえば発達支援センターとか、あるいは放課後デイサービスみたいな公的なサービスもありますし、それ以外に、先ほどもありましたけれども、地域のこども会とかこども食堂とか、こどもがそこに行って一定期間過ごせたり、そこでいろんな自己肯定感を育んだり助けてもらったりという体験のできる場所というのがすごく大事なかなということと、一方で、親御さんもどうしていいかわからないと思っていらっしゃるの、親御さんが困ったときに誰か相談できるところをどうつくるか。さっき言ったこどもの居場所にいる大人、例えば発達支援センターのスタッフさんとか、放課後デイサービスのスタッフさんが相談先になる場合もありますし、それ以外に何か親御さんが相談できるチャンネルがどこかにつくれるということが大事なかなと思っています。

○議長（丹羽会長）

ほかにどなたかありませんでしょうか。

先ほど小出委員からありましたけれども、犯罪防止を目的としての情報です。以前、船橋警察の方からお聞きしたり、あるいは我々補導委員で他市との連絡会がありますので、その中でお話を聞きましたけれども、自転車を盗む形が変わっていると。昔は駅から乗っていきたくらいから、乗り捨てのような形で自転車を盗むということがあったらしいのですが、今は、高い自転車を狙って、あわよくば部品にして売ってしまおうと。

ですので、例えば、駅で 100 円で停められますよね。100 円を払って停まっている自転車を持っていってしまう。ロックされるので安心だと思っても、100 円を払えばあれは解除されてしまうので、くれぐれも自分の鍵をしっかりと。ツーロックと言われていますけ

れども、駅にある機械はあくまでも料金駐車のためだけなので。特に高い自転車をそこで狙って、よくないですけども、インターネット等の個人売買がありますので、部品にしてしまえば買うほうも全く分からなくなってしまうですね。

そんなことを船橋警察の方から聞きました。要はお金を払って盗む可能性があるということ。それから、他市で伺ったのは、それをまた部品にして売る可能性もあるということをお聞きしましたので、それをこちらで紹介させていただきました。

皆さん、本当にいろいろなご意見、またご質問ありがとうございました。

それでは、続きまして報告事項のほうに移らせていただきます。

1つ目は、「ひきこもり相談窓口の周知について」です。地域福祉課からご報告をお願いいたします。

○地域福祉課長

皆様、こんにちは。地域福祉課長の忍足でございます。いつも大変お世話になっております。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。今日は、ひきこもり相談窓口の周知について、ご説明とお願いに参りました。着座にて失礼させていただきます。

皆様のお手元に、「ひきこもり状態にあるご本人、ご家族などを支援します」という、色のついたチラシが資料の中に入っているかと思っておりますので、ご覧いただけたらと思います。

船橋市では、ひきこもり支援に関連する部署や機関をメンバーといたしまして、令和4年度に船橋市ひきこもり支援プラットフォームというものを設置いたしました。ひきこもり支援にそのように取り組んでいるところなのですが、この度、ひきこもり支援に関するチラシを作成いたしましたので、今日はお時間をいただいております。

このチラシは両面あるのですが、裏面をご覧くださいと、各種相談窓口一覧というものが載っております。このように市ではお悩みの内容に応じたひきこもりに関連する相談窓口がたくさんあります。今回改めて新たな窓口を設けるというわけではないのですが、相談窓口がいろいろある中でも、どこに相談していいか分からないという声がやはりありまして、周知が行き届いていないということが考えられるところです。そのため今回このチラシをつくりまして、お気軽に相談していただけるように、そして、特に年代などに応じて相談窓口が分かれている現状がありますので、どこに相談したらいいかというのを知っていただければと思ひまして、チラシをつくったところです。

このチラシにつきましては、公民館とか出張所などの公共施設にも置きますし、民生委員・児童委員の皆様にも周知のお願いを先頃したところでございます。もし皆様の周りでもひきこもり状態にあるご本人や、ご本人からの相談は少ないと思うのですが、ご家族であるとか、そういった方がいらっしゃいましたら、一人で悩むことがないようにこのチラシをご活用いただきまして、市の相談窓口をご案内いただけたらと思います。

こちらのチラシは市のホームページにもファイルを掲載しておりますけれども、必要な

場合には地域福祉課で印刷してお渡しする、郵送することもできますので、もしお使いになりたいということがありましたら、気軽にご連絡いただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

報告事項ということですが、委員の皆様からご質問、ご意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、2つ目、「船橋市児童相談所の設置について」です。児童相談所開設準備課からご報告をお願いいたします。

○児童相談所開設準備課長

児童相談所開設準備課の大屋と申します。本日は令和8年4月開設予定の児童相談所の整備について、事前にお配りした資料を基にご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

先ほど船橋支所の児玉所長から、市川児相における船橋市のこどもたちの内訳の細かい人数等の状況報告がありましたので、国、県、市、ざっくりと今、船橋市を取り巻く状況がどのような状況かというところからご説明をさせていただきたいと思います。

資料は、最後の4ページをご覧ください。この資料には記載はしてありませんけれども、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度で21万9,170件で過去最高になったということでございます。船橋支所を所管いたします県の市川児童相談所におきましても、令和3年度の確定値になりますが、2,567件と過去最多になったということをお伺いしております。

本市におきましても、令和4年度の家庭児童相談室の総相談件数は、令和3年度の1,553件から1,617件と増えておりますので、増加、高止まりの状況だというふうに認識をしているところでございます。こうした状況に対応するため、船橋市の全てのこどもたちの安全で安心な生活を守るため、市独自の児童相談所を開設するものでございます。

それでは、資料の1ページに戻ります。現在の状況と今後の予定ですが、施設整備につきましては、実施設計が昨年9月に完了し、現在、本体工事等の入札手続に入っておりますので、今年度中に契約締結を行って、令和6年度当初から本体工事に着手する予定ということになっております。

次に、2番、児童相談所の組織体制（案）をご覧ください。組織体制としては、所長の下に総務係と広くこどもの福祉全般に関する相談に応じる相談支援拠点係、児童虐待の通告に対応する初期調査や診断面接、心理検査等を行う相談調整・診断係、そして保護者や関係者等に必要な支援・指導を継続的に行い、児童にとって安全な環境を整えていく相談支援係を設置いたします。また、一時保護所も児童相談所内に設置いたします。

職員確保の状況についてですが、現時点で開設時の職員数を常勤職員128人、非常勤職員31人の159人体制としております。

常勤職員 128 人のうち、令和 5 年 4 月の時点で 65 人を確保し、家庭児童相談室と私ども児相開設準備課、この準備課の中には各自治体の派遣職員も含まれますけれども、この両部署に配置をしており、これにつきましてはおおむね計画どおりの数字ということになっております。

なお、確保した職員の職種の内訳ですけれども、社会福祉士が 19 人、保健師が 11 人、心理職 15 人、保育士 2 人、一般事務 17 人、教員 1 人となっております。

それでは、2 ページです。主な業務の全体スケジュールとなります。

施設整備については、令和 6 年度より本体工事を開始し、令和 7 年末の竣工を計画しております。準備期間を経て令和 8 年 4 月の開設の予定というような表になっております。

人材確保の状況につきましては、ただいまご説明したとおりです。

人材育成といたしましては、この資料に記載しているとおり、派遣研修としてこれまでに延べ 29 人を他自治体の児童相談所に派遣しておりますが、来年度は、派遣先も派遣人数もさらに拡充する計画となっております。

次は 3 ページのほうに説明文を載せております。3 番目の移譲業務等協議に関しましては、本市が児童相談所設置市になることで、児童相談所の本来業務とは別に、千葉県から移譲される多くの児童福祉関連業務の受入準備を現在行っているところです。今年度中に所管部署を決定する予定となっております。

4 番目、システムに関しましては、職員のケースワーク業務の負担軽減に寄与する AI 等を活用したツールの活用・導入の検討を行っておりまして、現在、業者選定に向けた作業に着手をしているところでございます。

次に、里親等啓発ですけれども、社会的養護の担い手の一つであります里親の確保に向けて、今年度に引き続き来年度以降も里親制度説明会を継続して開催する予定としております。

施設の概要につきましては、昨年 2 月に開催されました令和 4 年度第 3 回船橋市青少年問題協議会に出席の皆様へに配付、ご説明をいたしましたこちらの「船橋市児童相談所基本設計の概要」、この中身から大きな変更はございません。

簡単ですが、市児童相談所設置に関する現状報告は以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

委員の皆様から、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしく申し上げます。

○加瀬委員

青少年センターの加瀬です。

施設の概要ですけれども、一時保護の定員が 32 名と書いてございますけれども、一時保護所というのは、個室なのでしょうか、相部屋になるのでしょうか。もし両方あるのであれば、個室がいくつとか、相部屋がいくつとか、分かれば教えていただければと思います。

○児童相談所開設準備課長

乳幼児につきましては、基本的に相部屋といえますか、大きな部屋になります。学齢児は、男女問わず原則として個室という設計にしております。

○加瀬委員

そうすると、乳幼児が入る相部屋というのはいくつあるんですか。

○児童相談所開設準備課長

乳幼児は、ユニットで大きく2つに分けております。乳幼児の定員は8名を予定しております。

○加瀬委員

ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。そのほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは3つ目です。「『令和6年船橋市成人式』の実施報告について」です。社会教育課からご報告をお願いいたします。

○社会教育課長

皆様、こんにちは。船橋市教育委員会社会教育課の藤井でございます。いつもお世話になりまして、ありがとうございます。

本日はお時間を頂戴いたしまして、「令和6年船橋市成人式」の実施について、ご報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料はお手元でございます「『令和6年船橋市成人式』の実施報告について」をご覧ください。

令和6年の成人式は、1月8日に船橋アリーナにて2部制で実施いたしました。丹羽会長には、ご多忙の中、長時間にわたりご出席いただきありがとうございます。表の合計欄にございますとおり、第1部と第2部を合わせた参加者数は4,210名、参加率は69.01%でした。昨年と比べますと3.8ポイントの増加となっておりまして、昭和47年以降で把握している限りですが、平成26年成人式の68.52%を超える過去最高の参加率でした。新型コロナウイルスが5類感染症に移行されたことが要因の一つではないかと思っているところです。令和6年の成人式は、多くの方のご協力をいただき、無事に終えることができました。

一方で、送迎車による渋滞などの課題もございますので、成人式対象者や保護者へのアンケート結果なども参考に、来年以降の対策も検討してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。自分たちでつくっている成人式、いつも立派な姿を見せていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして事務連絡に移らせていただきます。事務局からお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。2点でございます。

1点目が、次第に記載の事務連絡についてです。「令和5年度青少年関係事業実績報告書・令和6年度青少年関係事業実施計画書等の作成依頼について」です。

例年、第1回青少年問題協議会で配付しております冊子作成のため、関係各所に青少年関係事業の実績報告書と実施計画書の作成を依頼しております。今年度につきましても、3月頃にご依頼させていただきます。

また、令和6年度青少年関係の新規事業及び変更予定の事業につきましても、同様にご依頼させていただく予定ですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2点目です。次回の青少年問題協議会でございますが、令和6年度の第1回の開催につきましては、7月を予定しております。日程等の詳細につきましては、改めて通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事等は全て終了いたしました。本当に今年度もありがとうございました。委員の皆様のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを感謝申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回船橋市青少年問題協議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。

午前11時30分 閉会